

国立メディア芸術総合センター（仮称）設立準備委員会の設置について

平成21年6月25日
文化庁次長決定

1. 目的

国立メディア芸術総合センター（仮称）設立準備に関する重要事項について検討するため、国立メディア芸術総合センター（仮称）設立準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2. 検討事項

国立メディア芸術総合センター（仮称）の事業内容、管理運営の在り方、施設整備等及びその他の設立準備に必要な事項について検討する。

3. 別紙の者の協力を得て検討を行う。

4. その他

本委員会に関する庶務は、独立行政法人国立美術館の協力を得て、文化庁文化部国立メディア芸術総合センター（仮称）設立準備室において処理する。